

**平成 19 年度**

**事 業 計 画 書**

(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

**財団法人 全国中小企業取引振興協会**

## 平成 19 年度事業計画書

[ 自 平成 19 年 4 月 1 日  
至 平成 20 年 3 月 31 日 ]

昨年度の我が国経済は、企業部門の好調さが持続し、総じて民間需要に支えられて安定した景気回復が続いた 1 年となりました。しかしながら中小企業においては業種や地域また企業規模によって、景気回復にはばらつきがあり、いまだ景気回復が実感できないところも少なくありません。そのような状況の中、我が国経済の国際競争力の源泉であり、地域経済の活性化を担う存在の地域中小企業の活性化の重要性が大きくクローズアップされております。

一方、公益法人を取巻く環境は補助金削減、一般競争入札への移行等、厳しい状況が続いており、公益法人改革もまた進められております。そのような中、当協会は統合 2 年目となり真価を問われることになります。特に、このたびの政府の「成長力底上げ戦略」におきまして中小企業の生産性の向上、取引の適正化が取上げられ、まさに当協会、都道府県協会の事業が直接関わることとなります。こうした状況を踏まえ、当協会の平成 19 年度の事業運営にあたりましては気持ちを新たに財政的な統合効果だけでなく組織一体となって事業運営に積極的に取組んで参りたいと考えております。

まず、取引振興事業関連におきましては、いよいよビジネス・マッチング・ステーションの運営が 4 月から開始されます。これまでの間、都道府県協会各位には多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げるところであります。

しかしながら、最も重要なことは本システムを今後、大きく育てていかなければならぬことであります。まず当該システムの普及促進を行い、参加登録企業を増やすことに当協会といたしましても全力を傾けていくこととしております。当該普及促進、登録企業の増加は全国規模で実施する必要があることから都道府県協会各位のご支援、ご協力が欠かせないことでありますので何卒ご趣旨をご理解賜り、当協会と一体となっての普及促進へのご協力をお願い申し上げる次第であります。

また、下請取引適正化推進の観点から実施している下請取引改善講習事業につきましては年々拡充実施し、平成 18 年度は 1 万人規模の受講者を数えるまでになっております。平成 19 年度におきましても都道府県協会との連携をより深め(都道府県協会への再委託の拡充)更なる強化を図りたいと考えております。

その他の事業につきましても、緊急広域商談会や ADR 事業等、実施方法を

創意工夫し、都道府県協会との連携のもと積極的に取組んで参りたいと考えております。

さらに、全国協会の財政基盤強化のため、有料の下請取引改善講習会の拡充実施、図書・DVD等の販売強化にも取組む他、都道府県協会役職員の福祉の増進のための事業も実施して参ります。

次に、設備貸与等事業関連につきましては、調査・研究事業として、事業実施機関における設備貸与等事業の運営（推進手法等）事例を収集し取りまとめを行い各機関の事業運営の参考に供するよう努めてまいります。

研修事業では、最新の機械設備等に関する知識等の習得を目的とした研修、債権管理業務全般に亘る実務能力向上を目的とした研修（中小企業大学校との連携も検討）を実施してまいります。

その他、小規模企業設備資金制度に関連する情報の収集・提供および相談事業、小規模企業者等の機械設備投資動向等調査の実施および調査結果の情報提供等に積極的に取組んでまいります。

また、この1年にわたり新団体事業運営検討委員会におきまして当協会の事業運営に関し評価、課題、今後の事業展開、負担金のあり方等について貴重なご意見を賜りましたのでそれらを踏まえ、今後、検討し実践して参りたいと考えております。なお同委員会は平成19年度も引き続き開催し率直なご意見を賜りたいと考えております。

その他、公益法人改革への取組みにつきましても積極的な対応をしていくことといたします。

## .取引振興関連事業

### 1. 補助事業

#### (1) ビジネス・マッチング・ステーション運営事業

平成19年度からは、従来の下請取引オンラインネットワークシステム及び取引マッチングシステムを統合したビジネス・マッチング・ステーションの運営事業を新たに開始します。

新システムは、下請事業者の新規取引先開拓、販路拡大等を支援するため、インターネットが持つ迅速性と都道府県協会によるきめ細かな取引あっせんを併せ持つ新たな取引あっせんシステムです。

同システムの主な3つの機能は、(1)取引マッチング機能、(2)企業検索機能及び(3)都道府県協会へのあっせん機能であり、これらの機能を最大限生かすため、都道府県協会との連携の強化及び登録企業数・発注案件の拡大に取組みます。

## **(2) 取引あっせん指導事業**

大企業のリストラ、工場移転、倒産、あるいは天災等などにより広域的に影響を受ける場合及び取引環境の変化等（経済的地域格差の著しい地域等）において関係する都道府県協会と連携し、緊急に開催する商談会事業に取組みます。

下請取引に関する必要な情報提供、取引あっせんに関する情報交換、都道府県協会の指導員・専門調査員を対象とした指導事例の研究を行うための会議開催等を実施します。

## **(3) 経営等指導事業**

商談会等の発注企業開拓、発注案件の発掘等の取組と都道府県協会が求める情報の提供を実施します。

下請企業が必要とする発注企業情報の収集等を積極的に実施します。

都道府県協会の取引に係る事業運営に資するため、取引あっせんに関する必要かつ緊要性のあるテーマを探り上げ、そのテーマについて調査・研究に取組みます。

## **(4) 調査広報事業**

都道府県協会職員の業務知識の向上や情報交換、交流等を目的とする実践的、効果的な研修事業を実施します。

都道府県協会が実施する商談会等のイベント情報等について、情報把握に努め、各都道府県協会に提供することとします。

下請中小企業に対する振興施策の普及・広報に努めます。

## **2. 受託事業**

### **(1) 下請取引改善講習等事業〔中小企業庁〕**

下請取引関係法令等の普及を図るため、製造業に加え、ソフトの開発や運送業、ビルメンテナンス等のサービス業を含めた発注企業の外注担当者を対象にした講習会を全ての地域において、都道府県協会と連携して実施する他、業界団体を通じたセミナーを実施します。

### **(2) 調査研究事業**

発注方式等取引条件改善調査事業〔中小企業庁〕

製造業及びサービス業における発注方式等の取引条件の改善度合いの進捗状況把握のための調査事業を実施します。

下請企業振興調査研究事業〔(財)中小企業総合研究機構〕

下請企業の支援に関するテーマを定め、委員会方式による調査研究事業を実施します。

### 3. その他事業（自主事業）

#### (1) 全国協会の保有する図書等の有効活用

「下請取引改善講習会用テキスト」、「基本契約書の見方・作り方」の図書、「ほのぼの産業下請適正化プロジェクト」のDVD等全国協会が有する図書等を広く企業等に頒布するなど有効活用を図ります。

#### (2) 有料改善セミナーの実施

全国協会の財政基盤を強化する一環として、有料の下請取引適正化推進セミナーを実施します。カリキュラムは、企業の実務担当者向きに取引基本契約を含め、専門的知識を有する弁護士が短期間・集中的に講義を行い、日常抱えている疑問にも答えることとしています。

#### (3) ADR（裁判外紛争解決手続き）事業

ADR事業の「和解の仲介」については、当協会の目的達成事業の一つである「取引に関する相談」にあたるので、認証取得することも含め総合的に検討することとします。

#### (4) 下請中小企業の振興業務に従事する者の福祉の増進施策の推進等事業

中小企業振興機関の役員、職員に対する福利厚生制度の実施。

中小企業振興機関共済会事業の円滑な運営。

中小企業振興機関の役職員に対する各種表彰。

#### (5) 中小企業倒産防止共済事業等の推進事業

中小企業者の連鎖倒産の防止及び経営の安定化を図るため、中小企業倒産防止共済事業等の推進を行います。

### . 設備貸与等関連事業

#### 1. 小規模企業設備資金制度に関する情報提供及び広報・相談事業

##### (1) 情報の収集・提供事業

小規模企業設備資金事業に係る国等の施策等、創業・経営基盤強化等に関連する各種情報を提供します。

##### (2) 小規模企業設備資金制度広報事業

ホームページで、小規模企業設備資金制度の概要等を掲示し、制度等に関する調査・研究の成果等を公表する等、関連情報を提供します。

小規模企業設備資金制度の周知を図るための統一ポスター・パンフレット等を都道府県協会からの要望に応じて作成します。

### **(3) 小規模企業設備資金制度等に関する相談等事業**

小規模企業設備資金事業が円滑かつ適正に実施できるよう、都道府県協会及び小規模企業等からの制度等に関連した問い合わせ等に対応し、必要に応じて助言又は情報提供等を行います。

小規模企業者等からの制度等に関する問合わせ等に対応します。

小規模企業者等からの機械設備を中心とした設備投資に関する問い合わせに対して相談員が個別に対応します。

## **2 . 小規模企業設備資金制度調査・研究事業**

### **(1) 小規模企業設備資金制度研究事業**

小規模企業者等にとって小規模企業設備資金制度が利用しやすい制度となるよう、委員会を設けて貸与機関の事業手法等について検討を行い、検討した成果を運営事例集としてとりまとめ、業務の参考に供するため関係機関等に配付します。

### **(2) 小規模企業者等機械設備投資動向等調査事業**

小規模企業者等に対して機械設備に限定した設備投資動向等の調査を行い、調査結果をホームページ等で情報提供を行います。

## **3 . 研修事業**

都道府県協会の職員に対し、小規模企業設備資金事業の業務知識の向上や情報交換等を目的とした研修を実施します。

1(1)・(3) 及び2並びに3の事業は、日本自転車振興会から補助を受けて実施する事業です。

### **. 広報特別事業**

賛助会員等に対して以下の事業を行います。

#### **(1) トップセミナーの開催**

賛助会員機関等の役員、職員に対し、事業運営上の参考及び情報交換等を目的として、セミナーを実施します。

#### **(2) 事業紹介**

賛助会員機関等の事業等をホームページ等により紹介します。

#### **(3) リーフレット等の作成**

賛助会員機関等からの要望に応じてリーフレット等を作成します。

#### **(4) 日火連とのリース物件等の火災共済の付保についての意見交換**

全日本火災共済協同組合連合会との間で設けたブロック代表による協議会において、火災共済の付保上の問題点及び意見・要望等について意見交換を行います。

#### **.事業運営検討委員会**

平成18年度の検討を通じて出された課題に対し、本年度は具体的な取組みについて都道府県協会の実務者との率直な意見交換を行い、できることから実践していく等、当協会の今後の事業運営に反映していきたいと考えております。